



12月のお知らせ

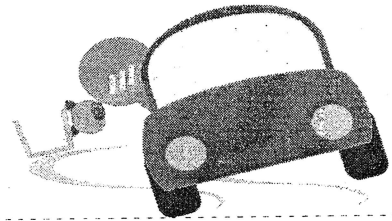


☆ 飲酒運転の根絶

例年、年末から新年にかけては、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故が増加します。

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という意識を持ちましょう！！

- 飲んだら運転しない！
- 飲んだ人に車を貸さない！
- 運転する人に飲ませない！
- 飲んだ人に運転させない！

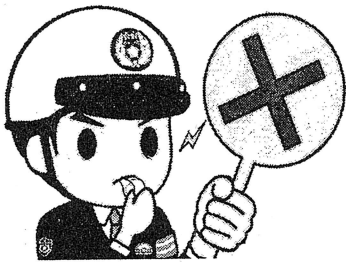


☆ 自転車での違反

毎月22日は「県下一斉自転車街頭啓発活動」の日であり、街頭における啓発活動のほか、自転車に対する交通取締りを強化しています。

自転車の違反は、主に「一時不停止」「信号無視」「酒酔い運転」など14種があります。「自転車だったら良いだろう」ということはありません。自転車も自動車と同じように、処罰の対象となります。

自転車で飲酒運転すると、赤色切符での検挙の対象となり、3年以内に2回以上、検挙されると「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。



【飲んだら乗るな】

【乗るなら飲むな】



☆ 小瀬交番管内の事故件数

10月1日から11月18日までの間で、事故が51件発生しています。そのうち高齢者の事故が15件と全体の約30%以上を占めています。また、車単独での事故が最も多く、「通れるだろう」「行けるだろう」という思い込みによる事故も発生しています。運転する際は、「かもしれない」運転を心がけ、交通事故の防止に努めて下さい。

連絡先 → 生駒警察署 0743-74-0110